

平成29年度 山陽小野田市保育料

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		1号認定 (幼稚園等)	2号・3号認定(保育園等)						第1子の 年齢要件	
			標準時間			短時間				
階層 区分	定 義	保育料	第1子の 年齢要件	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0		0			0			
Ba	A階層を除き市民税非課税世帯 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	0		0			0			
Bb	A階層およびBa階層を除き 市町村民税非課税世帯	0		5,900	3,500		5,900	3,500		年齢制限なし
Ca	市民税所得割非課税(均等割のみ課税) [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	0		6,500	4,900		6,400	4,800		-
Cb	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	0		14,000	10,900		13,800	10,700		年齢制限なし
D1a	所得割課税額48,600円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	1,800	-	7,400	5,300		7,200	5,100		-
D1b	所得割課税額 48,600円未満	9,000 4,500	年齢制限なし	19,400 9,700	16,500 8,200		19,200 9,600	16,300 8,100		年齢制限なし
D2a	所得割課税額60,000円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	2,700	-	8,300	5,700		8,100	5,500		-
D2b	所得割課税額 60,000円未満	10,200 5,100	年齢制限なし	23,000 11,500	20,000 10,000		22,600 11,300	19,700 9,800		57,700円未満 年齢制限なし 60,000円未満 同時入所
D3a	所得割課税額77,101円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	3,000	-	9,000	6,000		8,800	5,800		-
D3b	所得割課税額 77,101円未満	11,000 5,500	年齢制限なし	25,500 12,700	23,300 11,600		25,100 12,500	22,900 11,400		同時入所 (5歳以下)
D4	所得割課税額 97,000円未満	12,600 6,300	小学3年まで	30,000 15,000	25,000 12,500		29,600 14,800	24,600 12,300		同時入所 (5歳以下)
D5	所得割課税額 116,000円未満	13,400 6,700	小学3年まで	32,000 16,000	28,000 14,000	27,000 13,500	31,500 15,700	27,500 13,700	26,600 13,300	同時入所 (5歳以下)
D6	所得割課税額 139,000円未満	14,400 7,200	小学3年まで	39,000 19,500			38,400 19,200			
D7	所得割課税額 169,000円未満	15,400 7,700	小学3年まで	44,500 22,200			43,900 21,900			
D8	所得割課税額 211,200円未満	16,600 8,300	小学3年まで	46,500 23,200			45,800 22,900			
D9	所得割課税額 229,000円未満			54,600 27,300	32,400 16,200	28,400 14,200	53,700 26,800	31,900 15,900	27,900 13,900	同時入所 (5歳以下)
D10	所得割課税額 301,000円未満	18,600 9,300	小学3年まで	56,200 28,100			55,300 27,600			
D11	所得割課税額 397,000円未満			61,000 30,500			60,000 30,000			
D12	所得割課税額 397,000円以上			80,000 40,000			78,700 39,300			

<1号> ・小学3年までの第1子がいる場合、第2子半額、第3子以降は無料。
 ・ただし、A～D3階層(77,101円未満)は、第1子の年齢制限なし。
 ・なお、A～D3階層(77,101円未満)でひとり親世帯等の第2子以降は無料

<2・3号> ・保育園等の同時入所の第1子がいる場合、第2子半額、第3子以降は無料
 ・ただし、A～D2階層のうち57,700円未満の世帯は、第1子の年齢制限なし。
 ・なお、A～D3階層(77,101円未満)でひとり親世帯等の第2子以降は無料

※ 就園児童と同じ世帯で親に扶養されている18歳未満(4月1日現在)の兄弟を含めて第3子以降の子どもについては、申請により上記に加えて、1号認定は、A～D3階層までは無料、D4～D12階層までは半額に、2・3号認定はA～D4階層までは無料、D5～D12階層までは半額になります。
 1号認定のみ、申請先は教育委員会となります。

※ 年齢は4月1日現在のものです。
 ※ 1号認定には給食(材料)費を含みません。2・3号認定には給食(材料)費を含みます。
 ※ 2・3号認定における「標準時間」とは最長11時間の施設・事業の利用時間、「短時間」とは最長8時間の施設・事業の利用時間をいいます。
 ※ 利用する施設・事業の公私立は問いません。
 ※ 4月から8月分までの保育料は利用前年度の市民税額、9月から翌3月分までの保育料は利用年度の市民税額によって決定します。
 ※ 保育料の算定で市民税所得割額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・寄付金税額控除・外国税額控除・配当割額・株式等譲渡所得割額控除などは適用されません。
 ※ この保育料のほかに、各施設・事業によっては、教材費やバス利用料などの実費徴収費や上乗せ徴収費がかかることがあります。
 ※ 新制度に移行しない私立幼稚園の保育料は、現行どおり各幼稚園が定める保育料となります。

上段：第1子
中段：第2子
下段：第3子以降